

令和5年9月14日

建設業者団体の長 殿

国土交通 省
財 務 省
国 税 庁

インボイス制度に関する周知等について(協力依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年 10 月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始される
ところ、これまでに寄せいただいたご質問の内容等も踏まえつつ、事業者の方々の
参考になると思われる資料を下記のとおり取りまとめました。

インボイス制度に関連した各種相談体制・支援策等については、制度開始後も引き
続き継続する予定となっております。これまで数次にわたり周知の御協力をお願いし
てまいりました内容と重複する部分もございますが、インボイス制度の円滑な導入と定
着に向け、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における準備・対応を
的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願いいたしま
す。

記

[資料1 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等](#)

[資料2 事業者支援策全体の概要](#)

[資料3 各種相談体制・支援策の概要](#)

[資料4 令和5年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要](#)

[資料5 公正取引委員会の取組](#)

なお、インボイス発行事業者の登録申請を行う場合には、e-Tax を利用することで、
問答形式でスムーズに申請書を作成でき、ご自身の登録番号が記載された登録通知
も早く受け取ることができますので、ぜひ「e-Tax による登録申請」をご利用ください。
また、[別紙](#)については、各府省庁におけるホームページの各種相談体制・支援策等
に係る資料の掲載先 URL となっておりますので併せてご活用ください。

以上